

神奈川大学大学院外国人留学生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則第30条及び第33条に基づき、本大学院への外国人留学生受け入れに関し必要な事項を定める。外国人留学生とは、日本国籍を有しないで在留資格が「留学」の者をいう。

(外国人留学生の種類)

第2条 外国人留学生の種類は次のとおりとする。

- (1) 大学院外国人留学生
外国人であって修士又は博士の学位を取得することを目的として入学した者
- (2) 大学院外国人特別留学生
外国人であって本大学院学則第46条に定める外国政府その他より委託された者及び学術交流協定等により本大学院に派遣された者

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程
 - ア 日本の大学を卒業した者
 - イ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本大学院において認められた者
 - カ 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 博士後期課程
 - ア 日本の大学院で修士の学位を授与された者
 - イ 修士と同等以上の外国の学位を有する者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 入学を志願する者は、次の各号の書類に所定の検定料を添えて学長に願い出なければならない。ただし、専門職大学院については、別に定める。

- (1) 入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 最終出身学校の長の推薦書
- (5) 日本語能力認定書
- (6) 修士課程又は博士前期課程志願者にあつては研究計画書、博士後期課程にあつては修士論文の写し又はそれに準じる論文及びその概要
- (7) 健康診断書
- (8) 保証人による身元保証書
- (9) 外国人登録済証明書の写し又は有効な旅券の写し

(選考及び入学許可)

第5条 当該研究科委員会は、その指定する方法で志願者の選考を行い、その審査に基づき、学長が入学を許可する。ただし、外国人特別留学生については、試験を免除し許可することができる。

2. 選考は次のとおり2次に分けて行う。

第1次選考

志願者から提出された書類に基づいて、書類選考を行う。

外国から出願した者についても同様の第1次選考を行い、合格者には仮入学許可書を発行し日本に入国させる。

第2次選考

第1次選考合格者について、筆記・口述による検定試験を行う。

(入学時期)

第6条 入学時期は、学年の初めとする。ただし、大学院外国人特別留学生については、大学院委員長は、当該研究科委員会の審議を経て、学年の途中において受け入れることができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。